

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和6年6月4日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による支給に関する事務
事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当に関する各種届出の受け付けや県への進達等に関する事務を行う。 番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 受給資格、手当額の認定の請求の受理及びその請求にかかる事実についての審査に関する事務 (2) 額改定請求の受理およびその請求に係る事実についての審査に関する事務 (3) 届出等の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 (4) 手当証書に関する事務
システムの名称	特別児童扶養手当システム、総合行政システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項 別表第一 46・47の項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37・38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	(1) 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二第66・67・68・69・85の項 (2) 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の9・12・15・19・56の2・85・87の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8・10の2・11の2・13の2・30・44条
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉部障害福祉課
所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	廿日市市健康福祉部障害福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	廿日市市健康福祉部障害福祉課 〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号 電話:0829-20-0001(代表) 0829-30-9152(直通)

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない(入手) [☐] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 所属長の役名	障害福祉課長 寺岡 慶治郎	障害福祉課長	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	リスク対策		新規項目	事後	
令和2年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法律上の根拠	(1) 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二第16、19、26、30、56の2、57、85、87、116の項 (2) 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二第66の項	(1) 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二第16、19、26、30、56の2、57、85、87、116の項 (2) 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二第66の項	事前	
令和3年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 部署 所属長の役職名	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年4月1日	関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年4月1日	関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問い合わせ 連絡先	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年5月2日	関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問い合わせ 連絡先	廿日市市健康福祉部障害福祉課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号 電話: 0829-20-0001(代表) 0829-30-9152(直通)	廿日市市健康福祉部障害福祉課 〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号 電話: 0829-20-0001(代表) 0829-30-9152(直通)	事後	
令和5年9月5日	関連情報 システムの名称	特別児童扶養手当システム	特別児童扶養手当システム、総合行政システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和5年9月5日	関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	特別児童扶養手当ファイル	特別児童扶養手当等ファイル	事後	
令和5年9月5日	関連情報 3. 個人番号の利用	(1) 番号法第9条第1項 別表第一 46の項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37条	(1) 番号法第9条第1項 別表第一 46・47の項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37・38条	事後	
令和5年9月5日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(1) 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二第16、19、26、30、56の2、57、85、87、116の項 (2) 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二第66の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37条	(1) 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二第66・67・68・69・85の項 (2) 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の9・12・15・19・56の2・85・87の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8・10の2・11の2・13の2・30・44条	事後	
令和5年9月5日	リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[○] 接続しない(入手)	十分である	事後	
令和5年9月5日	リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[○] 接続しない(提供)	十分である	事後	
令和6年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和6年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	